

## 令和7年度 明第2西地区意見交換会のテーマについて

(団体名) 古ヶ崎新田第二町会

(件名) 古ヶ崎市民センターの利用に関して

(具体内容)

①古ヶ崎市民センターには『町会等が利用できるコミュニティ室』がないため、ながいき室を利用できるよう、利用方法をかえることはできないか。

②地区会の会議のために古ヶ崎市民センターを利用する場合で、総会以外の会議においても公用申請(無料貸し出し)ができないか。地区会の会議で取り扱われる議事はすべて市から依頼される諸補助金、交付金の使途、それに伴う事業や意見交換会の意見調整会議となっているため、町会の会議とは性質が異なる。そのため、地区会の会議について、総会利用時のみ施設の無料貸し出しという現在の対応を見直してほしい。

(回答)

① について

- ・市民センターに設置されているながいき室につきましては、午前9時より午後5時まで60歳以上の皆様が予約なしで気軽に使用いただけるスペースとなっており市内在住の60歳以上の皆様に生きがいづくりや、健康増進を図っていただくこと、仲間づくりと楽しい一日を過ごしていただくためのスペースとして設置しております。

ながいき室設置の趣旨などを考えますと、現況、ながいき室を、町会・自治会等が使用できるようなコミュニティ室に変更することは、難しい状況でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

② について

- ・地区会会議に係る市民センターの公用使用については、現在、年1回、総会のみが対象となっております。総会以外の地区会会議につきましては、現時点では公用使用の対象となっておりますが、今後、会議の内容・性質を踏まえ、早急に見直しをはかりたいと考えております。

(回答課) 市民自治課